

2020年4月13日 全4頁

# 緊急経済対策の30万円の給付対象者概要と残された論点

## ひとり親世帯や年金を受給しながら働く世帯などに検討の余地あり

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

### [要約]

- 内閣は、2020年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策および令和2年度補正予算案を閣議決定した。
- 経済対策により、「生活に困っている世帯」に対し1世帯当たり30万円の「生活支援臨時給付金（仮称）」が支給されることとなった。支給世帯の条件は、「個人住民税均等割非課税水準」を参照して定めるものとされ、4月10日には、総務省より給与所得者の世帯における具体的な収入金額が示された。
- ひとり親世帯、年金を受給しながら働いている世帯、自営業者の世帯などについてはなお支給世帯の条件を検討する余地があり、住民税非課税基準の考え方を踏まえつつ簡便な制度設計を行うことが求められる。

### 「生活支援臨時給付金（仮称）」の概要

2020年4月7日に内閣は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下、経済対策）および令和2年度補正予算案（以下、予算案）を閣議決定した。

経済対策では、「感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する」とし、「生活支援臨時給付金（仮称）」<sup>1</sup>を支給するとした。

予算案では4兆206億円を措置するとしており、経済対策では具体的な支給条件を次の通りとした。

世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、

①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民

<sup>1</sup> 給付金の仮称が公表されたのは2020年4月10日である。

税均等割非課税水準となる低所得世帯や、  
 ②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。

「個人住民税均等割非課税水準」に相当する収入金額は、本来は地域により異なる。だが、総務省は、「申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす」<sup>2</sup>とした。

**図表 1 住民税非課税水準とみなす月収金額（給与所得者の場合）**

・扶養親族等なし（単身世帯）	10万円
・扶養親族等1人	15万円
・扶養親族等2人	20万円
・扶養親族等3人	25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

（出所）総務省ウェブサイト「生活支援臨時給付金（仮称）」

## 「個人住民税均等割非課税」とは何か

「個人住民税均等割非課税」とは、医療・介護などの社会保障制度において「低所得世帯」であるか否かを判断する際にしばしば使われてきた基準であり、消費税率引上げ時の給付金やプレミアム商品券の交付対象世帯などを判断する際にも使われてきた。

「住民税均等割非課税」となるか否かは、本来は、税法上の扶養親族の人数や、居住する市区町村、給与・年金などの所得の種類などを踏まえて住民税の計算を行った上で決定される。過去の経済対策であれば、基準年度を定めて、その年度において「住民税均等割非課税」であったか否かを参照することで（新たな計算を行わずに）低所得世帯であるか否かを判断できた。

しかし、今回、「生活に困っている世帯」への給付の対象を決める際には、月収が「住民税均等割非課税水準」に相当するか否かを新たに計算する必要が生じる。これを厳密に計算しようとすると、給付対象者の判別が非常に複雑になるため、総務省は給与所得者につき図表1に示

<sup>2</sup> 総務省ウェブサイト「[生活支援臨時給付金（仮称）](#)」（2020年4月10日閲覧）より

した簡便な基準を定めたものと考えられる。

## 残された論点

総務省のリリースにより、給与所得のみを得ている一般的な世帯については、給付対象となる世帯の月収金額が明らかになった。ただし、ひとり親世帯等である給与所得者の世帯、年金を受給しながら働いている世帯、自営業者の世帯などについては、なお、給付対象となる世帯の月収金額について検討の余地がある。

### 1) ひとり親等である給与所得者の世帯

ひとり親<sup>3</sup>、障害者および未成年者（以下、ひとり親等）の世帯については、通常、特別の配慮がなされており、扶養親族等の人数や地域によらず、（給与所得者の場合）年収 204 万円程度（月収 17 万円程度）までであれば住民税均等割が非課税となっている。

これに対し、「生活支援臨時給付金（仮称）」において総務省が示した住民税非課税水準とみなす月収金額（図表 1）は、扶養親族等が 0 人の場合月収 10 万円、1 人の場合月収 15 万円が基準となっており、本来住民税均等割非課税に相当するひとり親等世帯が給付から漏れてしまうことが懸念される。

扶養親族等が 1 人以下であるひとり親世帯等については、住民税非課税制度の例にならい、月収 17 万円（またはその 2 倍）以下であれば「生活支援臨時給付金（仮称）」の支給対象とすべきではないか。

### 2) 年金を受給しながら働いている給与所得者の世帯

新型コロナウイルス感染症によって公的年金の支給額が変動することはないので、収入が公的年金のみである高齢者については「生活支援臨時給付金（仮称）」の対象にはならない。

ただし、公的年金を受給しながら勤労収入も得ている高齢者も少なくない。日本の公的年金の受給開始年齢は原則 65 歳だが、65 歳以上でも男性の 34.1%、女性の 17.8%は働いている（総務省「労働力調査」による 2019 年の値）。

年金を受給しながら働いている給与所得者の世帯については、通常、給与所得と年金による所得の両方を合算した上で、住民税均等割非課税に該当するかを判断する。

「生活支援臨時給付金（仮称）」についても同様に考え、年金を受給しながら働いている給与所得者の世帯については、「給与収入と年金の合計額」が図表 1 に示された金額（またはその 2 倍）

<sup>3</sup> 2020 年度までの住民税に基づけば、未婚のひとり親世帯はこれに該当しない。ただし、2021 年度以後の住民税からは未婚のひとり親世帯も含まれることを踏まえると、「生活支援臨時給付金（仮称）」においては未婚のひとり親世帯も離別・死別のひとり親世帯と同様に扱うことが考えられる。

以下となった世帯を給付対象とすべきではないか。

### 3) 自営業者の世帯

自営業者の場合、通常、年間の収入から事業上の経費を控除した「年間所得」によって住民税均等割非課税に該当するかを判断する。

単純に考えれば、自営業者の世帯が住民税均等割非課税水準（またはその2倍）に該当するか否かは、月間の収入から事業上の経費を控除した「月間所得」で判断するのがよいこととなる。しかし、そのためには（通常の確定申告の際には行わなくてよい）新たな作業を生じさせることとなる。

自営業者の世帯に「生活支援臨時給付金（仮称）」を給付するか否かについては、（経費を考慮しない）月の収入について、例えば、図表1に示した金額（またはその2倍）を下回っているなど、簡便な基準を定めるべきと考えられる。

【以上】